

# 独立行政法人水産大学校役員給与規程

平成13年4月1日

水大規程第68号

改正	平成13年11月30日	13水大校第	935号
改正	平成14年11月29日	14水大校第	807号
改正	平成15年6月30日	15水大校第	357号
改正	平成15年11月1日	15水大校第	732号
改正	平成16年4月1日	15水大校第	1126号
改正	平成17年3月25日	16水大校第	1145号
改正	平成17年12月1日	17水大校第	770号
改正	平成18年3月31日	17水大校第	1132号
改正	平成19年3月30日	18水大校第	1175号
改正	平成21年5月29日	21水大校第	259号
改正	平成21年11月30日	21水大校第	781号
改正	平成22年5月31日	22水大校第	254号
改正	平成22年11月30日	22水大校第	725号
改正	平成23年2月3日	22水大校第	786号
改正	平成24年3月30日	23水大校第	904号
改正	平成26年12月1日	26水大校第	577号
改正	平成27年4月1日	27水大校第	90号
改正	平成28年1月1日	27水大校第	634号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人水産大学校（以下「本校」という。）の役員給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員給与は、常勤役員については俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 常勤役員給与（期末特別手当を除く。）は、毎月16日（その日が独立行政法人水産大学校職員就業規則第43条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日でない日。以下「支給日」という。）に、その月の月額全額から、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で直接支払う。

(俸給)

第4条 常勤役員俸給月額、次のとおりとする。

(1) 理事長 895,000円

(2) 理事 761,000円

2 前項の常勤役員俸給月額は、その役員の業績を考慮して定めるものとし、必要があると認めるときは、常勤役員が受けるべき俸給月額を増額し、又は減額するものとする。

3 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。

4 常勤役員が離職（死亡による離職を除く。）したときは、その日まで俸給を支給する。

5 常勤役員が死亡により離職したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

6 第3項及び第4項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の

現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(地域手当)

第5条 地域手当は、第3項に該当する常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給月額に次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 国の職員から引き続き常勤役員となった者（独立行政法人水産大学校役員退職手当支給規程（以下「役員退職手当規程」という。）第5条第1項又は第2項に該当する者のうち、当該任命の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）について、国の職員から引き続き常勤役員となった日の前日に在勤していた地域に係る一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定による地域手当を支給されていた者にあつては、俸給月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該任命の日から同日以後1年を経過する日までの期間 任命前の支給割合（任命前の支給割合が当該任命の後に改定された場合にあつては、当該任命の日の前日の任命前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該任命の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
任命の前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 地域手当の支給については、前条第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同項中「俸給」とあるのは「地域手当」と読み替えるものとする。

(広域異動手当)

第5条の2 役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は役員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該役員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給月額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等にあたり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の8

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の4

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる役員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合になるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る

広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により役員になった場合において、これに伴い勤務場所に変更があったものには、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる役員が、第5条の規定により地域手当を支給される役員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

- （1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる常勤役員を除く。）
  - （2）通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる常勤役員を除く。）
  - （3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤職員以外の常勤役員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満である者を除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- （1）前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - （2）前項第2号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
    - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である者 2,000円
    - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者 4,200円
    - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者 7,100円
    - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者 10,000円

オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である者	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は、前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 通勤手当が支給される常勤役員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末特別手当）

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下、この条から第9条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日にあたる時は、その直前の当該休日でない日。以下第9条までにおいて「支給日」という。）に、期末特別手当の額から、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で直接支払う。これらの基準日前1箇月以内に離職をした常勤役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職をした常勤役員にあつては、離職をした日現在）において常勤役員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、基礎額に、6月に支給する場合においては100分の142.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長は、その者の業績を考慮して必要があると認めるときは、これを増額し、又は減額することができる。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国の職員等（国家公務

員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となった場合には期末特別手当を支給しない。

- 4 国の職員等から引き続き常勤役員となった者(役員退職手当規程第5条第1項又は第2項に該当する者に限る。)の第2項の在職期間については、国の職員として在職した期間を現に在職する常勤役員としての在職期間とみなす。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条の規定により解任された常勤役員(同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された場合を除く。)
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第9条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当を支給することが、本校の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当は、日額25,600円とする。

- 2 非常勤役員手当の給与は、毎月末日に締切り、直後の支給定日に租税公課を控除した金額を現金で直接支払う。

(実施細則)

第11条 役員の給与の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、改正の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行し、平成14年12月1日から適用する。  
(期末特別手当に関する平成15年6月30日までの経過措置)
- 2 施行日から平成15年6月30日までの間における第7条の適用にあたっては、次のとおりとする。
  - (1) 平成14年12月に支給する額は、第7条第3項により算定される期末特別手当の額から、アに掲げる額からイに掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。
    - ア 平成14年12月1日(以下「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及びこの額の改定により額が変動することとなる給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額
    - イ 継続在職期間について改正後の独立行政法人水産大学校役員給与規程の規定による俸給等の額の合計額
  - (2) 平成15年3月に期末特別手当を暫定支給する。この場合にあつては第7条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは、「3月1日、6月1日及び12月1日」と、第7条第3項中「6月に支給する場合には100分の170」とあるのは、「3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、100分の170」とする。
  - (3) 平成15年6月に支給する期末特別手当については、第7条第3項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条、第6条及び第7条の改正部分の規定は、平成16年4月1日から施行する。  
(平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する読替規定)
- 2 施行日から平成16年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた第7条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月の数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(調整手当に関する経過措置)

2 第5条第1項に規定する率は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までとする。なお、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの当該率は100分の1とし、平成20年4月1日以降は、当該手当は支給しない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特別措置)

2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

ア 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

イ 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(俸給月額の改定に伴う経過措置)

2 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受

けていた俸給月額（独立行政法人水産大学校役員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日21水大校第781号）の施行の日において常勤役員である者にあつては、当該俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 3 前項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する改正後の役員給与規程の適用にあつては、第5条第3項及び第5条の2第1項に規定する俸給月額には、前項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

（地域手当に関する経過措置）

- 4 この規程の施行の際現に改正前の役員給与規程第5条第1項の規定により支給を受けていた常勤役員は、第5条第1項の規定にかかわらず平成20年3月31日までの間、俸給月額に100分の1を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 5 この規程の施行の際現に改正前の役員給与規程第5条第3項の規定により支給を受けている常勤役員に対する当該適用に係る地域手当の支給については、「一般職の職員の給与に関する法律第11条の3に規定する地域手当を支給されていた者」とあるのは、「在勤していた旧支給地域に係る調整手当が支給されていた者」と読み替えるものとする。

（非常勤役員手当の改定に伴う経過措置）

- 6 附則第2項の規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。この場合において、同項中「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と、「俸給」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

（その他）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 2 平成20年3月31日までの間においては、第5条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 第5条の2の規定は、平成16年4月2日から施行の日の前日までの間に役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は役員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

（その他）

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例）

- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
  - (1) 平成21年4月1日において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
  - (2) 平成21年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額  
(端数計算)
- 3 前項第1号基礎額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
  - (1) 平成22年4月1日において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（次項において「基礎額」という。）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
  - (2) 平成22年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
- 3 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日までの給与の特例措置)

2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、常勤役員に対して支給される給与のうち、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該常勤役員の俸給月額に100分の9.77(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該常勤役員の俸給月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該常勤役員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- (4) 期末特別手当 当該常勤役員が受けるべき期末特別手当の額に、支給減額率を乗じて得た額

3 特例期間においては、この規程による改正後の独立行政法人水産大学校役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)第10条に規定する非常勤役員手当の支給に当たっては、日額から日額に支給減額率を乗じて得た額を減ずる

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

(端数計算)

5 第2項又は第3項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたとき又は前項第1号の基礎額若しくは第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定(独立行政法人水産大学校役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)第7条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の規定（独立行政法人水産大学校役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第4条及び第10条の改正部分を除く。次項において同じ。）による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(俸給の切替に伴う経過措置)

- 4 施行日の前日から引き続き改正後の役員給与規程の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 5 適用日前に常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は常勤役員の在勤する事務所が移転した場合における当該役員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の役員給与規程第5条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の8」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

(非常勤役員手当の改定に伴う経過措置)

- 6 附則第4項の規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。この場合において、同項中「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と、「俸給」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(その他)

- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。